

四月四日付梁大使声明中の法律論的部分に対する
日本代表団の意見

梁大使声明は、日本側所論の矛盾として、(1)日本側が在韓米軍政府の本件財産に対する処理の効力を承認しながら、米軍政府から韓国政府に移されたのはすべての権限ではないといひ、しかもさらに平和条約第四条(1)によつて日本の請求権は制限されるところとしてゐること、(2)日本が国際法の原則を謳いながら、「日本人が本件財産のあるものを如何なる手段で取得したかに関し韓国民衆が長期にわたりつぶさに知つてゐる事実（強迫、贈賄、恐怖その他の警察国家の標準的方法）」について目をおおつてゐること、並びに(3)平和条約第二条及び第四条は明かに韓国側の主張するところを規定してゐること、の三点を指摘して従来

の韓国側の主張を繰り返してゐる。
前記(1)の点についての意見は、既に手交済の日本側の二文書即ち「請求権問題に関する日本側提案の説明要旨」及び「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見について」に詳述されてゐるように、平和条約第四条(1)によつて、日本が「合衆

国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」ということは、米軍政府が占領軍の資格において国際法上適法に行つた財産の処分を有効と認めて、その効力について争わないということであつて、ヘーグの陸戦法規が禁止している敵国私有財産の直接的且つ包括的没収をも適法行為として認めることではない。事実、軍令第三十三号には没収を規定したと解せられる条文はどこにもない。韓国側は、この軍令が在韓日本財産を米軍政府に帰属せしめたのみならず米軍政府によつて所有されると規定している点を強調して、その処分が没収であると主張するのであるが、財産の帰属が所有権の移転を含むことは当然であつて、日本側もこれを否定しようとはしない。ただ日本側の立場は所有権の移転既に没収であるとする韓国側の立場に根本的に反対するのである。

また、米韓協定によつて韓国側に移された権限の範囲については、韓国政府はこの協定に基づき、單に米軍政府に帰属されていた財産の移転を受け、それを管理する立場におかれたにすぎ

ないのであつて、米軍政府が占領軍の資格として始めて国際法上適法に有し得ていた処分権をも同時に移譲されたものではな

いというのが日本側の見解である。
従つて、「声明」にいう矛盾とは、韓国側が米軍政府の処分を没収と解する立場から生ずる矛盾であつて、米軍政府の処分を直接的且つ包括的没収と解さない日本側の立場に立てば毫も矛盾するところはない。

三 同の点に関する日本代表団の見解は次の通りである。

在韓国日本財産は、韓国その他の地域における国内法に従つて適法に獲得されたものである。国家の併合、領土の分離、独立等についての国際法の原則は、一定の領域の国際法上のステータスの変更の故に、国内法上合法的に成立した法律行為を一律に無効とせしめるようなことは、明かに禁止している。国際法はこのよな法秩序の全面的破壊を防止するためのものである。法は統治国民に関する限り真の公正の観念は、国際法及び国内法秩序の枠内でのみ実現されなければならない。

四 さらに平和条約の文脈を注意深く検討するならば、第二条に

すべての権利、権限及び請求権を放棄するとあるのは、領土権に関する規定であり、財産及びこれに関連する請求権には関係がないことは明らかである。第四条(a)及び(b)に関する日本側の見解についてはここで繰返すことを差し控える。

最後に日本代表団は、既に幾度か繰返し提議し来たつた通り本件問題に関する両国の法律の見解の間には大なる相違あるが如くであるに拘らず問題の現実的な解決は可能なるべきことを信ずる旨を此処に付け加えておく。